川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

委嘱・任命期間 平成31年5月1日から平成32年4月30日まで

文周 任即为间							
		氏名	現職				
学識経験者 (委嘱)		sals あきら 大島 聡	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻 教授				
		e かい とおる 酒井 徹	玉川大学 教職大学院 教授				
		みやい かずえ 宮井 和惠	日本女子大学 人間社会学部 教育学科 特任教授				
学校教育関係者(任命)	小学校	伊東 芳男	川崎市立新城小学校長				
	小学校	まやま かよこ 須山 佳代子	川崎市立渡田小学校長				
	中学校	こまっ ひでみつ 小松 英光	川崎市立西高津中学校長				
	中学校	^{たなか} 真砂美	川崎市立柿生中学校長				
	高等学校	わかやま のぼる 若山 昇	川崎市立高津高等学校長				
	特別支援学校	うえすぎ ただし 上 杉 忠司	川崎市立聾学校長				
学校教育関係者(委嘱)		早川 由香	川崎市立長尾小学校PTA				
		いいづか あきこ 飯塚 昭子	川崎市立田島小学校PTA				
		相川 初枝	川崎市立中原中学校PTA				
		かんの むつえ 菅野 睦絵	川崎市立西中原中学校PTA				
		白戸 哲郎	川崎市立橘高等学校PTA				
		かまたに あさゆき 鎌谷 朝之	川崎市立中央支援学校PTA				
市職員 (任命)		もり ゆうさく 森 有作	川崎市教育委員会事務局学校教育部長				

改正

平成27年12月17日条例第74号 平成28年3月24日条例第4号 平成29年3月22日条例第1号 平成30年3月20日条例第1号

川崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例若しくは規則で別に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として別表第1及び教育委員会の附属機関として別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

- 第4条 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、 それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる委員をもって組織する。
- 2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれ これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長又は教育委員会(以下「市長等」 という。)が委嘱し、又は任命する。
- 3 市長等は、附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時 委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、 それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

- 第6条 附属機関に当該附属機関を代表し、会務を総理する者(以下「会長」という。)1人 を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名 する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 附属機関は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。
- 2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者 がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が 附属機関に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成27年12月17日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月22日条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条~第5条関係)

市長の附属機関

:

教育委員会の附属機関

;

附属機関	所掌事務	委員の	。 委員の構成	委員の
門馬傲萬		定数		任期
川崎市教科用図	市立学校において使用する教科用図	20人以	(1) 学識経験者	1年
書選定審議会	書の選定に関して調査審議するこ	内	(2) 学校教育の関係	
	と。		者	
			(3) 市職員	